

令和８年度第１回陸前高田市子ども・子育て会議

日時 令和８年７月３０日（木）
午後３時～午後４時３０分
会場 陸前高田市コミュニティホール
２階大議室

次 第

- １ 開会
- ２ 委嘱状交付
- ３ 挨拶
- ４ 委員並びに職員紹介
- ５ 議事
 - (１) 陸前高田市子ども・子育て会議について（資料１）
 - (２) 陸前高田市における子ども・子育て支援事業の状況について（資料２）
 - (３) 陸前高田市子ども・子育て支援事業計画（第３期）の進捗状況について（資料３～資料４－３）
 - (４) 陸前高田市こども計画策定に係るアンケート調査の実施について（資料５）
 - (５) 市内保育施設の認可定員の変更について（資料６）
 - (６) その他
- ６ その他
- ７ 閉会

陸前高田市子ども・子育て会議について

1 設置根拠

○子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

第72条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。（以下略）

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

○陸前高田市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第29号）

【設置の趣旨】

- ・子育て当事者や子育て支援当事者等の参画を得て、地域の子育てに関するニーズを子ども・子育て支援事業計画や新制度に基づく子ども・子育て支援施策に反映すること。
- ・新制度に基づく子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されるよう継続的に点検・評価・見直しを行うこと。

2 子ども・子育て会議の役割

○陸前高田市子ども・子育て会議条例

第2条 会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。



- (1) 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員について意見を述べること
- (2) 特定地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）の利用定員について意見を述べること
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更について意見を述べること
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること

- ▶潜在的なものを含め、教育・保育・子育て支援のニーズが適切に把握されているか
- ▶教育・保育施設と地域型保育など施設・事業のバランスや提供体制の在り方、目標
- ▶ニーズを満たすだけの必要な地域子ども・子育て支援事業が計画に盛り込まれているか
- ▶事業の点検評価（利用状況、運営や自己評価の適切性の確認など）
- ▶現行の計画について見直すべき部分はないか

3 委員構成

設置の趣旨を踏まえ、子育て当事者、子育て支援当事者を中心とした構成とする。

区 分	現 員
①子どもの保護者	2 人
②子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	9 人
③学識経験者	1 人
④公募による者	2 人
⑤その他市長が必要と認める者	3 人

(現員 17 人／定員 20 人)

4 令和 8 年度会議予定

開催時期等	審議予定事項
7 月 30 日 (第 1 回)	・陸前高田市子ども・子育て支援事業計画（第 3 期）の進捗状況について ・陸前高田市こども計画策定に係るアンケート調査の実施について ・市内保育施設の認可定員の変更について
令和 9 年 3 月予定 (第 2 回)	・陸前高田市子ども・子育て支援事業計画（第 3 期）の進捗状況について ・陸前高田市こども計画策定に係るアンケート調査の結果について ・その他審議事項等について

○陸前高田市子ども・子育て会議条例

平成25年9月30日

条例第29号

改正 令和5年3月9日条例第3号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、市長の附属機関として、陸前高田市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 公募による者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となり、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 会議は、その所掌事務を分掌させる必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(資料提出の要求等)

第8条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月9日条例第3号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○陸前高田市子ども・子育て会議条例施行規則

平成25年9月30日

規則第30号

改正 平成28年3月31日規則第6号

平成31年3月29日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、陸前高田市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第29号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、陸前高田市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 条例第7条に規定する部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

2 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

3 部会長は、当該部会の事務を掌理し、部会の議長となる。

4 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから、会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

第3条 部会は、部会長が招集する。

2 部会は、当該部会に属する委員の過半数が出席しなければ、部会を開くことができない。

3 部会の議事は、出席した当該部会に属する委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 部会長は、会議から分掌された事務が終了したときは、その結果を会議に報告しなければならない。

5 条例第8条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、福祉部子ども未来課において処理する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第6号）抄

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第5号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

陸前高田市における子ども・子育て支援 事業の状況について

令和 8 年 7 月 3 0 日

陸前高田市福祉部子ども未来課



認定こども園

根 拠 法 令	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）			
内 容	《概要》 幼稚園と保育所を一体化した施設で、次の機能を備えるもの ①幼児期の教育・保育の両方の機能（保護者の就労にかかわらず、教育・保育を一体的に実施） ②地域における子育て支援（育児相談や集いの場の提供等）を実施する機能			
	幼保連携型	認可幼稚園＋認可保育所（幼稚園と保育所が連携して一体的に運営）		
	幼稚園型	認可幼稚園＋保育所的機能（幼稚園が保育所的な機能を備える）		
	保育所型	認可保育所＋幼稚園的機能（保育所が幼稚園的な機能を備える）		
	地方裁量型	保育所的機能＋幼稚園的機能（認可外施設が両方の機能を備える）		
	《対象児童》 小学校就学前までの児童			
	1号認定（3歳～5歳）教育認定	保育の必要性がない場合	利用時間 4 時間	
2号認定（3歳～5歳）保育認定	保育の必要性あり	保育時間 8 時間		
3号認定（0歳～2歳）保育認定	保育の必要性あり	保育時間 8 時間		
内 容	《利用料金》 1号・2号認定 無料（教育・保育の無償化による） 3号認定 月額0円～36,000円（第2子以降は無料）			
	実施施設			
	高田保育所（保育所型認定こども園） 定員141人（うち幼稚園部門40人）			

幼稚園

根拠法令	学校教育法
内 容	《概要》 幼児期の教育を実施するもの 《対象児童》 満3歳から小学校就学前までの児童 《利用時間》 標準的な教育時間は4時間 ただし、教育時間終了後等に保護者の希望により預かり保育や教育活動を実施 《利用料金》 子ども・子育て支援制度の幼稚園 無料（教育・保育の無償化による） ※支援制度に移行していない幼稚園は月額上限2.57万円まで無償化の対象となる。 《その他》 子ども・子育て支援制度における施設型給付を受けない幼稚園もある。この場合は支援制度における1号認定は不要となり、3歳以上の就学前児童は施設への申し込みのみで入園できる。
実施施設	該当施設なし（震災前 高田幼稚園）

2

認可保育所

根拠法令	児童福祉法																																																																						
内 容	《概要》 保護者が就労・疾病等により昼間保育することができない児童に対し、保育を実施するもの 《対象児童》 基本満6か月から小学校就学前までの児童（小友保育所は満8か月から） 《保育時間》 月～金曜日 8：30～16：30（必要により時間外保育等あり） 土曜日 8：30～12：00（必要により午後保育あり） 《利用料金》 3歳未満児 月額0円～36,000円（第2子以降は無料） 3歳以上児 無料（教育・保育の無償化による）																																																																						
実施施設	8施設（公立3施設、私立5施設）																																																																						
施設の利用状況	入所児童数 363人（R8.7.1現在）（※年齢区分は R8.4.1時点、()内は幼稚園入所者数内数） [内訳] <table><tr><td></td><td>高田</td><td>小友</td><td>気仙</td><td>広田</td><td>米崎</td><td>横田</td><td>竹駒</td><td>下矢作</td><td>計</td></tr><tr><td>0歳児</td><td>7</td><td>1</td><td>3</td><td>3</td><td>7</td><td>2</td><td>3</td><td>1</td><td>27</td></tr><tr><td>1～2歳児</td><td>26</td><td>7</td><td>12</td><td>15</td><td>17</td><td>9</td><td>7</td><td>5</td><td>98</td></tr><tr><td>3歳児</td><td>23(1)</td><td>8</td><td>5</td><td>9</td><td>13</td><td>3</td><td>9</td><td>3</td><td>73(1)</td></tr><tr><td>4歳以上児</td><td>59(4)</td><td>18</td><td>16</td><td>19</td><td>25</td><td>6</td><td>13</td><td>9</td><td>165(4)</td></tr><tr><td>計</td><td>115(5)</td><td>34</td><td>36</td><td>46</td><td>62</td><td>20</td><td>32</td><td>18</td><td>363(5)</td></tr><tr><td>定員</td><td>141(40)</td><td>60</td><td>70</td><td>55</td><td>70</td><td>25</td><td>40</td><td>20</td><td>481(40)</td></tr></table>		高田	小友	気仙	広田	米崎	横田	竹駒	下矢作	計	0歳児	7	1	3	3	7	2	3	1	27	1～2歳児	26	7	12	15	17	9	7	5	98	3歳児	23(1)	8	5	9	13	3	9	3	73(1)	4歳以上児	59(4)	18	16	19	25	6	13	9	165(4)	計	115(5)	34	36	46	62	20	32	18	363(5)	定員	141(40)	60	70	55	70	25	40	20	481(40)
	高田	小友	気仙	広田	米崎	横田	竹駒	下矢作	計																																																														
0歳児	7	1	3	3	7	2	3	1	27																																																														
1～2歳児	26	7	12	15	17	9	7	5	98																																																														
3歳児	23(1)	8	5	9	13	3	9	3	73(1)																																																														
4歳以上児	59(4)	18	16	19	25	6	13	9	165(4)																																																														
計	115(5)	34	36	46	62	20	32	18	363(5)																																																														
定員	141(40)	60	70	55	70	25	40	20	481(40)																																																														

3

地域型保育事業

根拠法令	子ども・子育て支援法								
内 容	《概要》 地域で多様なニーズに対応するため、保育所（原則20人以上）より少人数の単位で0歳から2歳児まで児童を保育する事業。 認可外保育所のうち、子育て支援制度に基づき一定の要件を満たす施設は、市町村がその確認をし、一定の要件を満たせば地域型保育事業として市町村から施設型給付を受けることができる。 <table border="1"> <tr> <td>家庭的保育事業</td><td>利用定員5人以下。保育事業者の自宅などで保育を実施。</td></tr> <tr> <td>小規模保育事業</td><td>利用定員19人以下。保育事業者の自宅などで保育を実施。地域の実情に応じて3歳以上の児童も受け入れ可能。</td></tr> <tr> <td>事業所内保育事業</td><td>利用定員は制限なし。企業など事業所が設置。定員の一部は従業員の利用枠以外に地域の利用希望者を受け入れる義務がある。</td></tr> <tr> <td>居宅訪問型保育事業</td><td>保育者と児童1：1で実施。なんらかの理由により、保育施設に通所できない児童のため児童の居宅に訪問し保育を行う事業。</td></tr> </table> ※認可外保育所すべてこの確認を受けるものではない。	家庭的保育事業	利用定員5人以下。保育事業者の自宅などで保育を実施。	小規模保育事業	利用定員19人以下。保育事業者の自宅などで保育を実施。地域の実情に応じて3歳以上の児童も受け入れ可能。	事業所内保育事業	利用定員は制限なし。企業など事業所が設置。定員の一部は従業員の利用枠以外に地域の利用希望者を受け入れる義務がある。	居宅訪問型保育事業	保育者と児童1：1で実施。なんらかの理由により、保育施設に通所できない児童のため児童の居宅に訪問し保育を行う事業。
家庭的保育事業	利用定員5人以下。保育事業者の自宅などで保育を実施。								
小規模保育事業	利用定員19人以下。保育事業者の自宅などで保育を実施。地域の実情に応じて3歳以上の児童も受け入れ可能。								
事業所内保育事業	利用定員は制限なし。企業など事業所が設置。定員の一部は従業員の利用枠以外に地域の利用希望者を受け入れる義務がある。								
居宅訪問型保育事業	保育者と児童1：1で実施。なんらかの理由により、保育施設に通所できない児童のため児童の居宅に訪問し保育を行う事業。								
実施施設	【家庭的保育事業】 保育園ゆいま～る たかた（R5年開所）定員5人								

4

延長保育事業

根拠法令	子ども・子育て支援法
内 容	《概要》 保育所に入所している児童について、保護者の就労状況等により通常の利用時間以外の時間において延長して保育を実施するもの 《利用時間》 保育短時間認定子ども 8時間を超えた時間 保育標準時間認定子ども 11時間を超えた時間 月～金曜日 7:00～7:30 18:15～18:45（18:30～19:00） 《利用料金》 1日あたり100円（ただし、1か月の上限1,000円）
実施施設	保育短時間認定子どもの延長保育 8施設（全保育所・園で実施） 保育標準時間認定子どもの延長保育 4施設 広田保育園、米崎保育園、竹駒保育園 … 18:45まで 横田保育園 … 19:00まで
R7年度実績	実利用施設 6施設 延べ利用人数 短時間認定子ども 99人 標準時間認定子ども 3人

5

一時預かり事業

根拠法令	児童福祉法								
内 容	《概要》 家庭において保育することが一時的に困難となった場合や、保護者の負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等において児童を一時的に預かるもの								
	《利用日数》 月14日以内								
	《利用時間》 月～金曜日 8:30～16:30 土曜日 8:30～12:00								
	<table><tr><th>類型</th><th>対象児童</th><th>利用料金</th></tr><tr><td>一般型</td><td>通常保育の対象とならない 小学校就学前までの児童 (保育所等に通い、又は在籍していない児童)</td><td>3歳未満 日額1,800円 3歳以上 日額1,600円 ※4時間以内の利用の場合は860円 ※生活保護世帯・市町村民税非課税世帯は無料</td></tr><tr><td>幼稚園型</td><td>実施施設に在籍している小学校就学前までの児童</td><td>2時間まで…1時間ごとに200円 2時間を超えて4時間まで …日額860円</td></tr></table>	類型	対象児童	利用料金	一般型	通常保育の対象とならない 小学校就学前までの児童 (保育所等に通い、又は在籍していない児童)	3歳未満 日額1,800円 3歳以上 日額1,600円 ※4時間以内の利用の場合は860円 ※生活保護世帯・市町村民税非課税世帯は無料	幼稚園型	実施施設に在籍している小学校就学前までの児童
類型	対象児童	利用料金							
一般型	通常保育の対象とならない 小学校就学前までの児童 (保育所等に通い、又は在籍していない児童)	3歳未満 日額1,800円 3歳以上 日額1,600円 ※4時間以内の利用の場合は860円 ※生活保護世帯・市町村民税非課税世帯は無料							
幼稚園型	実施施設に在籍している小学校就学前までの児童	2時間まで…1時間ごとに200円 2時間を超えて4時間まで …日額860円							
実施施設	8施設(全保育所・園で実施)								
R7年度実績	実利用施設 4施設 延べ利用人数 60人(一般型48人、幼稚園型12人)								

6

病児・病後児保育事業

根拠法令	児童福祉法								
内 容	《概要》 児童が病気又は病気の回復期にあり、保育所等を利用できず、保護者も就労等で保育できない場合に、病院・保育所等の付設の専用スペースで保育を実施するもの <table border="1"> <tbody> <tr> <td>病児対応型</td><td>病院・保育所等の付設の専用スペースで、病気の回復期に至っていない児童を看護師等が一時的に保育するもの</td></tr> <tr> <td>病後児対応型</td><td>病院・保育所等の付設の専用スペースで、病気の回復期にある児童を看護師等が一時的に保育するもの</td></tr> <tr> <td>体調不良児対応型</td><td>保育中に児童が体調不良となった場合に保護者が迎えに来るまでの間、保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行うもの</td></tr> <tr> <td>非施設型（訪問型）</td><td>看護師等が病児・病後児を児童の自宅において一時的に保育するもの</td></tr> </tbody> </table>	病児対応型	病院・保育所等の付設の専用スペースで、病気の回復期に至っていない児童を看護師等が一時的に保育するもの	病後児対応型	病院・保育所等の付設の専用スペースで、病気の回復期にある児童を看護師等が一時的に保育するもの	体調不良児対応型	保育中に児童が体調不良となった場合に保護者が迎えに来るまでの間、保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行うもの	非施設型（訪問型）	看護師等が病児・病後児を児童の自宅において一時的に保育するもの
病児対応型	病院・保育所等の付設の専用スペースで、病気の回復期に至っていない児童を看護師等が一時的に保育するもの								
病後児対応型	病院・保育所等の付設の専用スペースで、病気の回復期にある児童を看護師等が一時的に保育するもの								
体調不良児対応型	保育中に児童が体調不良となった場合に保護者が迎えに来るまでの間、保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行うもの								
非施設型（訪問型）	看護師等が病児・病後児を児童の自宅において一時的に保育するもの								
実施状況	気仙保育所（令和2年度から病後児保育を実施） 《対象児童》 生後6か月から小学校3年生までの児童 《利用料金》 小学校就学前児童 … 日額1,000円 小学生 … 日額2,000円								
R7年度実績	延べ利用人数 10人								

7

乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)

根拠法令	児童福祉法、子ども・子育て支援法	
内 容	《概要》 保育所等の施設において、6か月以上満3歳未満の保育所等に通っていない子どもに適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談、保護者への子育てに関する情報提供や助言等を行う事業。保護者の就労要件を問わず月一定時間まで保育所等を利用できる。	
	一般型	余裕活用型以外のもの
	余裕活用型	保育所等において利用定員に空きがある分を活用して行うもの
実施施設	気仙保育所（余裕活用型） 《実施日》 月曜日から金曜日まで（保育所の休日を除く。） 《実施時間》 午前9時から午後0時30分まで 《1月当たりの利用時間》 上限10時間 《利用者負担額》 1時間当たり300円 《事業開始年度》 令和8年度から実施	

8

利用者支援事業

根拠法令	子ども・子育て支援法	
内 容	《概要》 妊婦又はその配偶者、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供や、必要に応じて相談・助言等を行うとともに関係機関との連絡調整等を行う。	
	基本型	子育て中の親子の身近な場所で、包括的に利用者支援、地域連携を行うもの
	特定型	主に市町村窓口で、保育に関する施設・事業に関する情報提供や利用に向けての支援を行うもの
	こども家庭センター型	保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施するとともに、妊娠期から子育て期にわたるまで個々の家庭に応じた切れ目ない支援や虐待への予防的対応を行うもの
	妊婦等包括相談支援事業型	妊婦等に対し、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、伴走型相談支援を行うもの
実施状況	令和6年度～こども家庭センター型として保健課で実施	
R7年度実績	延べ利用人数 106人	

9

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

根拠法令	児童福祉法
内 容	《概要》 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、学校の余裕教室等において授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を提供するもの 《対象児童》 小学校に就学している児童 《利用時間》 月～金曜日 授業の終了後～18:30 (一部は19:00まで) 土曜日・長期休業日 8:30～18:30 (一部は7:30から、19:00まで) 《利用料金》 月額4,000～10,000円 〔児童の年齢及び実施施設により異なる ただし、同一世帯から2人以上の児童が利用している場合は軽減措置あり〕
実施施設	10クラブ(7小学校区で実施)※未実施の矢作小学校区の児童は長期休暇のみ気仙小学校区の放課後児童クラブを利用

10

子育て短期支援事業(短期入所生活援助(ショートステイ)事業)

根拠法令	児童福祉法
内 容	《概要》 保護者が疾病・疲労等により児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において養育・保護を行うもの 《対象者》 18歳未満の児童 《利用期間》 月7日以内(原則) 《利用料金》 2歳未満児 日額5,350円 2歳以上児 日額2,750円 緊急一時保護の母親 日額 750円 (ただし、生活保護世帯・市町村民税非課税世帯は軽減措置あり) 【※児童福祉法改正による変更点】 ・子育てに係る保護者の負担軽減が必要な場合や、保護者の育児不安や過干渉等により児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に利用できる ・親子での利用もできる ・利用期間を保護者の状況等を勘案して市町村が必要と認める期間に変更
実施施設	1か所(児童養護施設)
R7年度実績	延べ利用人数 7人

11

子育て短期支援事業(夜間養護等(トワイライトステイ)事業)

根拠法令	児童福祉法
内 容	《概要》 保護者が就労等により平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合やその他緊急の場合に児童養護施設等において児童を預かるもの(宿泊も可) 《対象者》 18歳未満の児童 《利用期間》 1か月以内(原則) 《利用料金》 夜間養護(基本分) 日額 750円 夜間養護(宿泊分) 日額 750円 休日預かり 日額 1,350円 (ただし、生活保護世帯・市町村民税非課税世帯は軽減措置あり) 【※児童福祉法改正による変更点】 ・保護者の育児不安や過干渉等により児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に利用できる ・養育環境等に課題等がある場合の親子も利用対象とする
実施施設	1か所(児童養護施設)
R7年度実績	延べ利用人数 9人

12

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

根拠法令	児童福祉法
内 容	《概要》 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うもの 《対象者》 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭
R7年度実績	55件(母子保健法に基づく新生児訪問指導)

養育支援訪問事業

根拠法令	児童福祉法
内 容	《概要》 家庭における安定した養育が実施できるよう、養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による具体的な育児に関する支援を行うもの 《対象者》 子育てに対して不安や孤立感等を抱える保護者や虐待に至るおそれがある保護者等、リスクを抱え支援が必要であると判断される家庭
実施状況	保健課、子ども未来課で随時実施

13

地域子育て支援拠点事業

根拠法令	児童福祉法																						
内 容	《概要》 公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談・地域の子育て関連情報の提供・子育てに関する講習等を実施するもの 《対象者》 小学校就学前までの児童とその保護者等 《利用料金》 無料																						
実施施設	4施設（直営3施設、民間1施設） <table border="1"> <tr> <td>〔内訳〕</td><td>名称</td><td>実施場所</td><td>開設日</td></tr> <tr> <td></td><td>地域子育て支援センターあゆっこ</td><td>気仙保育所</td><td>月～木曜日</td></tr> <tr> <td></td><td>地域子育て支援センターにこにこ</td><td>広田保育園</td><td>月～金曜日</td></tr> <tr> <td></td><td>地域子育て支援センターたかた</td><td>高田保育所</td><td>月～金曜日</td></tr> <tr> <td></td><td>おやこの広場きらりんきっず</td><td>専用施設 （まちの縁側内）</td><td>月～金曜日 土・日曜日（不定期）</td></tr> </table> ※子育て支援センターたかたは、屋内の遊び場確保策として土・日・祝日の月曜日も開所。			〔内訳〕	名称	実施場所	開設日		地域子育て支援センターあゆっこ	気仙保育所	月～木曜日		地域子育て支援センターにこにこ	広田保育園	月～金曜日		地域子育て支援センターたかた	高田保育所	月～金曜日		おやこの広場きらりんきっず	専用施設 （まちの縁側内）	月～金曜日 土・日曜日（不定期）
〔内訳〕	名称	実施場所	開設日																				
	地域子育て支援センターあゆっこ	気仙保育所	月～木曜日																				
	地域子育て支援センターにこにこ	広田保育園	月～金曜日																				
	地域子育て支援センターたかた	高田保育所	月～金曜日																				
	おやこの広場きらりんきっず	専用施設 （まちの縁側内）	月～金曜日 土・日曜日（不定期）																				

14

ファミリー・サポート・センター事業

根拠法令	児童福祉法		
内 容	《概要》 児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）が会員組織を設立して、相互援助活動に関する連絡・調整を実施するもの 《対象児童》 満6か月から小学生までの児童（※居住地の在住者だけでなく在勤者も対象とすることができる）		
R7年度実績	未実施 （類似事業で実施：子育て応援ヘルパー派遣事業 12人：76時間）		

妊婦健康診査

根拠法令	母子保健法		
内 容	《概要》 妊婦が市と契約した医療機関及び助産所において実施した健康診査について、所定の金額を公費負担するもの 《対象者》 妊婦 《利用回数》 15回まで		
R7年度実績	延べ 610件		

15

産後ケア事業

根拠法令	母子保健法						
内 容	《概要》 出産後１年以内の母子の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談、サポート等を行うもの <table border="1"> <tr> <td>宿泊型</td><td>病院、助産所等の空きベッドの活用等によって宿泊による休養機会を提供するもの</td></tr> <tr> <td>デイサービス型</td><td>個別・集団で支援を行える施設で来所した利用者に対して産後ケアを行うもの</td></tr> <tr> <td>アウトリーチ型</td><td>利用者の自宅を訪問して産後ケアを行うもの</td></tr> </table> 《対象者》 出産後１年以内の母子	宿泊型	病院、助産所等の空きベッドの活用等によって宿泊による休養機会を提供するもの	デイサービス型	個別・集団で支援を行える施設で来所した利用者に対して産後ケアを行うもの	アウトリーチ型	利用者の自宅を訪問して産後ケアを行うもの
宿泊型	病院、助産所等の空きベッドの活用等によって宿泊による休養機会を提供するもの						
デイサービス型	個別・集団で支援を行える施設で来所した利用者に対して産後ケアを行うもの						
アウトリーチ型	利用者の自宅を訪問して産後ケアを行うもの						
実施状況	デイサービス型（場所：保健福祉総合センター）、アウトリーチ型を実施						
R 7 年 度 実 績	デイサービス型 実施回数 ３１回 延べ利用人数 １００人 アウトリーチ型 延べ訪問人数 ７人						

16

医療的ケア児等在宅レスパイト事業

根拠法令	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律
内 容	《概要》 医療的ケア児のケア内容や家族の状況を熟知している訪問看護ステーションの看護師が家族に代わってケアや見守りを行うことにより、小休止（レスパイト）によって、その家族の負担を軽減を図るため実施するもの。 （※医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために、恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引、経管栄養、導尿などの医療的ケアを受けることが不可欠である児童） 《対象者》 ・市内に居住し、かつ、住民登録がある。 ・在宅で医療的ケア児の看護や介護を行っている。 ・訪問看護を利用している医療的ケア児の家族 《利用時間等》 ・１四半期ごとに２４時間まで（１四半期の途中から利用した場合は、利用開始月から当該四半期の末月までの残月数に８を乗して得た時間） ・１日１回を限度とし、１回当たり１時間以上８時間以内（３０分単位） 《利用者負担額》 無料（サービス外の交通費等の実費及びキャンセル料等は、訪問看護ステーションと協議により利用者が支払う）
実施事業者	支援対象者が利用している訪問看護ステーションに委託

17

子育て世帯訪問支援事業

根 拠 法 令	児童福祉法等の一部を改正する法律
内 容	《概要》 養育支援が必要な家庭に対し、市が適当と認めた研修を受講した訪問支援員を派遣し、家事及び育児の支援を行う子育て世帯訪問支援事業を実施することにより、養育環境が深刻な状況になる前に当該家庭での養育環境を整え、虐待や育児不安のリスク等の高まりを未然に防ぐとともに、適切な養育の実施を促進し、児童の健全な育成を図るために実施するもの。 《対象者》 市内に居住し、かつ住民登録がある児童や保護者または妊婦であって、本人からの相談や関係機関からの情報提供により把握され、支援が必要と認められる状態にある者。 《利用時間等》 ・ 利用期間 原則 3 か月以内とし、申請により延長ができる。 ・ 利用回数 原則 1 週間に 1 回 ・ 利用時間 原則 1 回あたり 1 時間とし、必要に応じ最大 2 時間まで ・ 実施時間 委託先事業所と支援対象者の協議により決定 《利用者負担額》 無料
実施事業者	陸前高田市シルバー人材センターに委託

陸前高田市子ども・子育て支援事業計画(第3期)基本方針に基づく事業の取組状況

資料3

基本 目標	基本方針	事業名	事業の概要及び取組方針	R7年度の取組実績	担当課
1 子 ど も の 権 利 の 尊 重	(1) 幼児期の教育・保育の充実	施設型給付(認定こども園、保育所(園))	就学前の子どもに関する教育・保育や地域における子育て支援を総合的に提供する認定こども園の設置が推進されるよう情報提供や支援を行います。また、事業計画に基づき適正な入所定員の確保に努めるとともに、各施設において保護者の負担軽減に向けた取組の実施を検討します。	新たに認定こども園へ移行した施設はなかった。(現在は、認定こども園は高田保育所のみ(保育所型認定こども園))	子ども未来課
		保育施設の維持・保全	安全な保育環境を維持するため、保育施設の計画的な維持管理及び整備促進に努めます。	保育施設の状況に応じた工事・修繕を実施し、環境整備を行った。	子ども未来課
		地域型保育事業	小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの類型があり、少人数の規模で原則、3歳未満の乳児・幼児に保育を実施する事業です。保育の提供体制確保のため、新規事業者の参入に対して支援を行います。	市内で新規事業者による事業開始はなかった。(家庭的保育事業の「ゆいまー たかた」は令和7年度は休止。)	子ども未来課
		一時預かり事業	家庭での保育が一時的に困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、一時的に保育所などで保育を行います。	保護者の負担軽減のため、市内全保育所(園)で実施。令和7年度においては、一般型(保育所)は利用延児童数48人、幼稚園型は利用延児童数12人の計60人の利用実績となった。	子ども未来課
		延長保育事業	就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、通常の利用時間を超えて保育を行う延長保育を実施します。	令和5年度まで法人保育園4施設で延長保育の実施を行っていたが、令和6年度から保育短時間認定を導入したことで現在は市内全保育所(園)で実施。令和7年度は、102人の利用があった。	子ども未来課
		病後児保育事業	保育所等に通っている児童が病気の回復期で集団生活が困難な場合に保育所の専用スペースで一時的に預かる病後児保育を気仙保育所で実施し、保護者の子育てと就労を支援します。	令和2年度から気仙保育所で病後児保育を開始している。令和7年度の利用延児童数10人の利用実績となった。	子ども未来課
		副食費の無償化	幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者負担となる保育所や認定こども園の副食費(おかずやおやつ)について、3歳以上の児童の分を無償化し、子育て世代の負担軽減を図ります。	市独自の施策として3歳以上の副食費は全て市で負担することとし、無償化を実施している。令和7年度においても国の公定価格の改正に合わせて無償化の上限額の引き上げを行った。	子ども未来課
		認可外保育施設の支援	認可外保育施設の開設に関する相談支援等を行うとともに、適切な保育が実施されるよう指導、助言を行います。	新たな認可外保育施設の開設はなかった。市内で実施している認可外保育事業者においては、現況報告による状況の把握を行い、年1回の立入調査による指導、助言を行った。	子ども未来課
		保育所(園)から小学校への円滑な接続推進	子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、保育所(園)から小学校へ円滑に連携・接続できるよう「保小スムーズコネクトプログラム」のもと相互理解や交流の促進を図ります。	(子ども未来課)保育所と小学校の情報共有や、研修会へ所長、担当者が出席し理解を深めた。 (学校教育課)巡回支援員による来所相談、電話相談、訪問相談、巡回相談を実施した。	子ども未来課 学校教育課
		子育てのための施設等利用給付	新制度移行幼稚園等を利用する保護者の経済的負担の軽減や手続きの利便性に配慮しながら適正な給付に努めます。また、当該給付の対象となる特定子ども・子育て支援施設等の指導監督等について、岩手県と情報共有を図りながら適切に実施します。	市外の保育施設を利用する保護者に対し、施設等利用給付費支給及び副食費補助により経済的負担軽減を行った。令和7年度は施設利用給付対象者1名、一時預かり事業利用者1名に給付、副食費補助金対象者1名に対し交付した。	子ども未来課
	(2) 教育機会の確保とキャリア教育の推進	適応支援事業	様々な理由で学校に行けない子どもや、保護者等へ教育相談やカウンセリング等を実施し、適応支援を図ります。	適応支援教室「陸前高田ジャンプスクール」を運営し、学習支援や教育相談等を実施するとともに、学校と連携し、一人ひとりの状況に応じた継続的な支援を行った。	学校教育課
		中学生イングリッシュ・キャンプ運営事業	外国人留学生や大学生とアクティビティ等を通じて英語に浸ることにより、英語を身近に感じ、コミュニケーション能力の向上とグローバルな視野を持つ意識の養成を図ります。	市内中学校1年生を対象に、外国人留学生等との英語による交流活動を実施し、英語でのコミュニケーション能力の向上や異文化理解を深め、国際的な視野の醸成を図った。(10～12月)	学校教育課
		英語技能検定料の助成	英語の基礎学力やコミュニケーション能力の向上と、目標を持ち英語力のレベルアップを実感し学習意欲の増進を図るため、検定に係る費用の助成を行います。	市内中学生を対象に、英語技能検定の受検機会を確保するとともに、英語力の向上を図るため、英語技能検定の検定料を助成した。(1・2年生:1月、3年生:10月)	学校教育課

基本目標	基本方針	事業名	事業の概要及び取組方針	R7年度の取組実績	担当課
1 子どもの権利の尊重	(2) 教育機会の確保とキャリア教育の推進	中学校職業理解学習事業	中学生が国内の多種多様な企業の方々と交流することで、勤労に対する視野を広げ、進路を選択、決定できる能力である「人生設計力」の育成を図ります。	小売業や製造業、通信事業等、国内企業10社の協力を得ながら、7月に対面で取組を実施し、生徒の人生設計能力の育成を図った。	学校教育課
		奨学金の貸付	経済的な理由により、高校、大学等への修学が困難な生徒・学生に奨学金を貸与するとともに、卒業後市内に住所を有し、かつ就業しているときは、その期間の返済を免除します。	令和7年度は、貸付型奨学生27名に対し奨学金の支給を行っている。また、市内に住所を有し、かつ就業している方17名に対し減免を行っている。	教育総務課
		奨学金の給付	経済的な理由により、大学等への修学が困難な学生に奨学金を給付し、有能な人材の育成を図ります。	令和7年度は、奨学生54名に対し奨学金の支給を行っている。	学校教育課
	(3) 発達支援・療育支援体制の充実	発達障がいに対する学習機会の拡充	学習障がいや注意欠如・多動症、高機能自閉症等の発達障がいについて、関係機関職員や保護者の理解を深めるための学習機会の充実に努めます。	(子ども未来課)年1回程度、発達支援ミーティングを開催し、発達に困り感のある子どもやその家族への支援について情報共有を図った。 (学校教育課)年5回教育相談を実施し、特性をもつ子どもの保護者への対応を行うとともに、就学について学びの場を検討する保護者等に対して、関係機関と連携して発達障がい等の理解に向けた対応を行った。	子ども未来課 学校教育課
		障がい等に関する研修実施及び参加促進	保育士や放課後児童クラブの指導員等を対象に、障がいに対する理解や知識の習得を図るための研修を実施するとともに、外部研修の受講を促進します。	県等が主催する保育士や放課後児童支援員等を対象とした研修を周知して受講を促したほか、保育士等を対象に外部講師を招いて発達に関する研修を実施した。	子ども未来課
		障がい児保育事業	障がいのある子どもも同じ地域社会の中でともに育ち学んでいけるよう、各保育施設で障がい児を受け入れるとともに、相談機会及び支援体制の充実に努めます。	各保育所(園)で障がい児を受け入れ、対象児童への加配保育士の配置などにより支援体制を整えた。月1回、そだちの相談を活用しながら発達に気になる児童の相談機会を設けている。	子ども未来課
		児童発達支援事業	未就学の障がい児及び発達障がい等のある児童並びにその保護者やその家族に対し、日常生活における基本的動作の指導、必要な知識や技能の付与等の訓練、支援相談等を行います。	市社会福祉協議会に委託して事業を実施。ふれあい教室の利用登録者数は30人程度、令和7年度の延べ利用者数は800人程度で推移している。	子ども未来課
		ことばの教室・幼児言葉の教室	幼児期のことばに関する課題を解決することで、円滑な意思疎通による心の安定を図るとともに、積極的に人と関わる姿勢を育み、健やかな成長を促します。	市内保育施設の幼児に対して言語検査を実施し、早期からの言語指導を行うとともに、小学校においても、継続した指導を行った。	学校教育課
		障がい児の継続的な支援	就学時等障がい児のライフステージにおいて関係機関でスムーズな引き継ぎが出来るよう情報共有に努めます。	(子ども未来課)年齢に応じた対応や就学時の引き継ぎを円滑に行うことができるように随時、関係部署との連携や情報共有を行った。 (学校教育課)関係機関と連携して、保育施設や小学校等の訪問を行いながら、必要な支援や対応について情報交換を行った。	子ども未来課 学校教育課
		放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立促進と放課後の居場所づくりを推進します。	利用者は、主に市内の事業所2か所または大船渡市の事業所2か所のうちから選択した事業所を利用している。利用登録者は25人程度で推移している。	子ども未来課
		日中一時支援事業	知的障がい者や障がい児の見守りなどの一時的な預かりや社会適応のための日常訓練を行える施設等の確保を図ります。	日中一時支援を行う施設等を確保するため、事業者に対し補助金を交付した。	福祉課
		特別支援教育支援員の配置	小・中学校において障がいのある児童生徒に対し、食事、排せつ、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し学習活動上のサポートを行います。	30名の支援員を市内各小中学校に配置し、特別な配慮を要する児童生徒の生活や学習の支援を行った。	学校教育課
		特別児童扶養手当の支給	障がいの程度に応じて、精神又は身体に障がいのある児童を養育している人に手当を支給します。	特別児童扶養手当の認定請求等の届出受理や進達等を行い、児童の障がいの程度に応じた手当を年3回支給した。	子ども未来課
		医療的ケア児への支援	医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児とその家族への支援の充実に努めます。	(保健課)支援の対応はなかった。 (子ども未来課)令和7年度の保育所等における支援対応は無かった。	保健課 子ども未来課

基本目標	基本方針	事業名	事業の概要及び取組方針	R7年度の実績	担当課
1 子どもの権利の尊重	(4) 要保護児童対策の取組の推進	児童虐待防止対策の強化	要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関の連携を強化し、支援を必要とする家庭の早期把握に努めます。また、虐待の防止に向けて啓蒙活動等の取組を行います。	要保護児童対策地域協議会の代表者会議を年1回、実務者会議を年3回、ケース会議を随時開催した。また、地区民児協研修会等で虐待防止について普及啓発を行った。	子ども未来課
		社会的養護への支援	児童相談所や児童養護施設等と連携し、里親の支援並びに里親の普及啓発に努めます。	里親制度周知のための市内施設へのパネル展示等に協力した。児童相談所や児童養護施設等と連携し、里親の支援や里親登録者の把握に努めた。	子ども未来課
		こども家庭センターの設置	母子保健と児童福祉の両機能が一体となったこども家庭センターを設置し、全ての妊産婦、子育て世帯及び子どもに対して切れ目のない相談支援を行います。	令和7年度に子ども家庭センターを設置し、切れ目なく安心して子育てができるよう支援を行っている。	保健課 子ども未来課
	(5) 被災児童に対する支援	遺児・孤児への支援	関係機関と連携し、遺児・孤児及びその家庭への支援に努めます。	(子ども未来課) 遺児・孤児に対する寄附等があった際に要望に沿う形で対応した。 (学校教育課) 県と連携して「いわての学び希望基金」支援金を支給した。	子ども未来課 学校教育課
		心のケアについて	スクールカウンセラーを配置し、心にダメージを負った児童生徒の心のサポートに努めます。	各小中学校に配置型スクールカウンセラー計3名、市で雇用しているカウンセラー2名を配置し、児童生徒一人一人に寄り添いながら心のサポートを実施した。	学校教育課
2 子育て家庭への支援	(1) 安心して子どもを産み育てられる環境の整備	ママ・パパ教室	妊娠・出産・子育てに関する情報提供と子育て世代の親同士の交流の場としてママ・パパ教室を開催します。	1コース3回、2クール実施し、延べ49人の参加があった。妊娠、出産、子育ての情報提供だけでなく、親同士の交流の機会となっている。	保健課
		妊婦健康診査	公費負担制度を利用して、妊産婦健康診査を受けやすい環境を整えることで、妊産婦の健康管理の向上に努めます。	14回分の妊婦健診と子宮頸がん検診に対して助成を実施している。契約医療機関以外での受診に関しても償還払いにより対応している。未受診者は0人。	保健課
		妊産婦等交通費支援事業	産科もしくは小児科のある医療機関において健診、診療又は分娩が必要な妊産婦及び乳児の保護者に対して、交通費を助成し、経済的な負担を軽減し、安心して妊娠・出産・子育てができる環境の充実に努めます。	53人に支給。令和7年度より上限額を2万円から10万円へ大幅に引き上げ実施し、経済的負担の軽減を図った。	保健課
		産後ケア事業	デイサービス型とアウトリーチ型の産後ケア事業の実施により、出産後の心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ります。	これまで実施していた、アウトリーチ型、デイサービス型「ままふわり」に加え、デイサービス型産後ケアを県立大船渡病院に委託し、実施している。産後ケア全体で25組延べ107人が参加した。	保健課
		出産・子育て応援事業	全ての妊産婦を対象に伴走型相談支援を行います。また、経済的支援として妊娠時及び出生時に各々5万円の出産・子育て応援給付金を支給します。	全ての妊産婦に対して、妊婦等包括相談支援事業を実施し、出産・子育て応援給付金(令和7年度から妊婦支援給付金に名称を変更)を支給している。	保健課
		乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。支援が必要な家庭には適切なサービスの提供を行うことで、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。	すべての対象に家庭訪問している。子育てに関する情報提供や相談対応により、保護者や子どもの身体的・精神的健康の保持増進を図っている。	保健課
		乳幼児健康診査	乳幼児を対象に内科診察、身体測定、歯科健診等を行い、乳幼児の健康の保持増進を図ります。広報誌やホームページの掲載、個別通知、SMS等で受診勧奨のために周知・啓発を図ります。また、5歳児健康診査を開始し、保健、医療、福祉、教育分野の連携による支援を実施します。	1. 4. 10か月児を対象とした個別健診、1歳6か月児健診、2歳6か月児歯科健診、3歳児健診、5歳児健診(R7～)を実施しており、約97%～100%の受診率となっている。	保健課
		予防接種	予防接種法で定められた各予防接種の啓発や実施を行うことにより、疾病の発生・まん延を予防し、子どもたちの健康の保持・増進を図ります。	対象者に個別通知し、A類疾病についてはおよそ9割の接種率となっている。接種率向上のため未接種者に対し、接種勧奨を行っている。インフルエンザについては、中学校3年生まで1回2,000円補助した。	保健課
		歯科保健事業	妊婦歯科健診の実施により、妊婦の健康の保持増進を図るとともに、フッ化物塗布やフッ化物洗口、シーラントの充填など、子どもたちの口腔の健康の保持・増進に努めます。	妊産婦等歯科健康診査、フッ化物塗布、フッ化物洗口、シーラント充填、歯科保健教育、歯科保健関係者連絡会の開催により、妊娠前から子どもに対する切れ目のない支援を実施している。	保健課

基本目標	基本方針	事業名	事業の概要及び取組方針	R7年度の実績	担当課
2 子育て家庭への支援	(1) 安心して子どもを産み育てられる環境の整備	食育の推進	発達段階に応じて子どもや保護者に対し、食に関する学習の機会や情報提供を行い、食を通じた豊かな人間性の形成を図るとともに、食への理解と関心を高める取組を行います。	(保健課) ママパパ教室、離乳食教室、乳幼児健診、子育て支援センター等にて、栄養士が集団又は個別指導の実施している。 (子ども未来課) 保育所内で栽培した野菜の給食等での使用や、毎月の給食によりで食育に関する情報提供などを行った。 (学校給食センター)「食に関する指導」として栄養士・栄養教諭が市内小中学校学校へ訪問し、授業を行った。市内小学校8校、中学校2校、計54回	保健課 子ども未来課 学校給食センター
		子育て応援ヘルパー派遣事業	妊産婦や乳幼児のいる家庭を対象に、掃除や買い物などの家事支援や託児支援を行う子育て応援ヘルパーを派遣します。また、適時、事業の周知に努め、利用の促進を図ります。	利用の増加を図るため、市広報や健診時などに事業の周知を行った。利用実績は、令和5年度までの利用時間数は平均40時間程度で推移していたが、令和6年度は68時間分の利用、令和7年度は76時間分の利用があり、需要の増加が見られる。	子ども未来課
		乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	3歳未満で保育所等に通っていない子どもが保護者の就労要件を問わず月一定時間まで保育所等を利用できるものです。令和8年度からの本格実施に向けて体制整備を進めます。	令和8年度4月から事業を開始するため、規程等の策定、保育所の体制整備を行った。	子ども未来課
		思春期保健事業	対話を通じたコミュニケーションの重要性についてのちや性、健康に関する情報を提供し、健全な若者を育成します。	保育所・園から高校生、子育て支援センター等で14回、延べ615人に実施し、対話を通じたコミュニケーションの重要性についてのちや性、健康について普及啓発を行った。	保健課
		放課後児童健全育成事業	小学校に就学している児童で、保護者が就労等により昼間家庭にいない場合に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。	市内9か所の放課後児童クラブの運営経費等に対する補助金を交付し、放課後児童の健全育成を図った。放課後児童支援員の処遇改善に係る補助金を交付し、適切な保育環境の整備のため運営の支援を行った。	子ども未来課
		放課後子ども教室運営事業	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して子どもの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施します。	小学校において、地域の方々の協力を得ながら、放課後等に子どもたちの見守りや体験に係る活動を企画し実施した。	教育総務課
	(2) 相談支援体制の充実	家庭児童相談室事業	女性相談支援員を配置し、電話や訪問などを通じて子どもや家庭に関する様々な相談や困難を抱えた女性の相談に応じ、悩みごとの解決に向けて相談者と一緒に考えていきます。	令和7年度は女性相談支援員の配置はなかったが、子ども未来課職員が電話や訪問等により子どもや家庭に関する相談支援を行った。	子ども未来課
		地域子育て支援拠点事業	公立3施設及びNPO法人が運営する地域子育て支援センターにおいて、妊婦や子育て中の親子の交流、子育てに関する悩みへの相談への対応、子育て支援に関する情報提供、子育て関連の講習会等を行います。利用者のニーズに応えられるよう各施設の特徴を活かした取組を実施します。	公立3施設、民営1施設に地域子育て支援センターを設置し、子育て中の親子の交流、育児相談、子育て関連情報の提供、子育てに関する講習会等を実施し、令和7年度は延べ4,820人の利用があった。	子ども未来課
		利用者支援事業	身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	(保健課) 妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援、関係機関との連絡調整を行っている。 (子ども未来課) 教育・保育施設の利用希望者等について、子育て支援事業の情報提供等を行うとともに、実施施設との情報連携を行った。	保健課 子ども未来課
		就学相談事業	就学予定の幼児及び児童生徒、保護者が抱える就学や特別支援等の悩みや問題に対し、組織的に課題解決に努めます。	就学相談を実施し、保護者に対する相談の場を設けるとともに、関係機関と連携して、学校見学や情報共有を行った。	学校教育課
		適応支援事業(再掲)	様々な理由で学校に行けない子どもや、保護者等へ教育相談やカウンセリング等を実施し、適応支援を図ります。	適応支援教室「陸前高田ジャンプスクール」を運営し、学習支援や教育相談等を実施するとともに、学校と連携し、一人ひとりの状況に応じた継続的な支援を行った。	学校教育課
		ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラーの早期発見・早期支援のための普及啓発に努めるとともに、必要なサービスを提供する体制を整備し、相談支援の充実を図ります。	関係機関等との情報共有により、早期発見・早期支援の普及啓発を行った。	子ども未来課
	(3) 経済的支援の充実	医療費給付事業	子どもに対し適正な医療の機会を確保し、子育てに伴う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的として、医療費の一部負担金を助成します。	子ども(出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)の医療費に係る一部負担金の全額を、対象者が窓口負担をしない方法(現物給付)により助成している。	市民課
		保育料の負担軽減	子育て世帯の経済的負担の軽減のため、第2子以降の保育料無償化を継続します。	令和7年度においても、引き続き第2子以降の保育料無償化を実施し、子育て世帯の負担軽減を行った。	子ども未来課

基本目標	基本方針	事業名	事業の概要及び取組方針	R7年度の実績	担当課
2 子育て家庭への支援	(3) 経済的支援の充実	実費徴収に係る補助給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成することについて実施を検討します。	当該事業による支給実績はなかった。	子ども未来課
		児童手当支給事業	児童手当法に基づき、高校生年代までの子どもを養育している世帯等に児童手当を支給します。	児童手当法の改正により、令和6年10月から高校生年代まで対象を拡充されており、制度に準じた支給を適切に行った。	子ども未来課
		子育て応援事業	子育て世帯を対象に、子育て用品や学用品等を購入できるクーポン券を交付し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	令和7年度においても引き続き、小学校、中学校及び高校入学時にそれぞれ3万円分(対象児童が第3子以降は5万円分)のクーポン券を地域商品券により支給を行った。	子ども未来課
		就学援助事業	経済的な理由により就学が困難と認められる児童の保護者に対し、学用品等に要する費用の援助を行います。	令和7年度は、小学生80名、中学生41名、合計121名の児童生徒の保護者に対し、学用品等の必要な援助を行い、保護者の負担軽減を図っている。	学校教育課
		学校給食費の無償化	子育て世帯の負担を軽減するため、令和5年度から実施している市内小中学校に在籍する児童・生徒に係る学校給食費の無償化を継続します。	学校給食費無償化実施を継続した。 市内小学校8校：児童603人、市内中学校2校：生徒312人 計915人(R8.3末)	学校給食センター
		奨学金の貸付(再掲)	経済的な理由により、高校、大学等への修学が困難な生徒・学生に奨学金を貸与するとともに、卒業後市内に住所を有し、かつ就業しているときは、その期間の返済を免除します。	令和7年度は、貸付型奨学生27名に対し奨学金の支給を行っている。また、市内に住所を有し、かつ就業している方17名に対し減免を行っている。	教育総務課
		奨学金の給付(再掲)	経済的な理由により、大学等への修学が困難な学生に奨学金を給付し、有能な人材の育成を図ります。	令和7年度は、奨学生54名に対し奨学金の支給を行っている。	学校教育課
		フードバンク事業	給食のない長期休暇期間において、生活困窮等により十分な食事を摂ることが出来ない子どもがいる懸念から、民間団体と協力しながら支援を必要とする家庭へ食糧支援を実施します。	給食のない長期休暇期間において、市社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会との協力により、生活困窮等が考えられる世帯に申請書を配付して食料を届けた。生活困窮等の相談があった際は、随時、市社会福祉協議会を紹介し、フードバンク事業の利用促進を図った。	子ども未来課
		子ども食堂等への支援	子どもの孤食を防ぎ、安心できる居場所としての子ども食堂や、NPO法人などの民間団体が実施する子育て世帯を対象とした弁当配付への補助等の支援を行います。	子ども食堂や弁当配付に関する周知協力等を行った。	子ども未来課
		制服リユース事業	制服等学校で必要となる衣料品などをリサイクルして支援が必要な世帯に提供する事業を社会福祉協議会と連携しながら実施し、経済的な負担の軽減を図ります。	令和3年度から市社会福祉協議会に制服リユース事業を委託し、支援が必要な世帯に制服などを提供するとともに、伴走型支援が必要な世帯には継続的な支援を行った。制服の提供件数は年々増加している。	子ども未来課
	(4) ひとり親への支援	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、子どもの福祉の増進を図るため、児童扶養手当法に基づき手当を支給します。	児童扶養手当法に基づき手当を支給するとともに、定期的な現況確認を行い、必要な世帯には継続的に相談支援を実施。制度改正により、令和6年11月から第3子以降の加算額及び所得制限限度額が引き上げられた。	子ども未来課
		高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の母又は父が資格取得(看護師や介護福祉士等)のために1年以上のカリキュラムを修業する場合に、修業期間中、高等職業訓練促進給付金を支給し、自立の促進や生活の負担を軽減します。	ひとり親家庭の父母の相談に応じ、高等職業訓練促進給付金を紹介。令和5年度に給付対象資格の拡充を行い、通信教育による資格取得も可能としたが、令和7年度の支給はなかった。	子ども未来課
		自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の母又は父が職業能力開発のため講座(指定講座)を受講した場合、受講料の一部を支給します。	ひとり親家庭に対し、自立支援教育訓練給付金を紹介しているが、令和7年度も支給はなかった。	子ども未来課
		ひとり親家庭医療費助成事業	母子及び父子家庭に対し、医療費の助成を行い、生活の安定と福祉の増進を図ります。	ひとり親家庭の18歳までの児童については医療機関窓口での支払いが原則不要で、保護者については窓口で支払った一部負担金額を後日還付している。給付対象者は300～400人程度で推移している。	子ども未来課
		母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭の父母等が、就労や就学などで資金が必要となった時に、県から貸付を受けられるもので、父母の経済的自立を支援します。	ひとり親家庭の父母からの相談に応じて県の貸付制度を紹介し、県の貸付制度が非該当の場合は市社会福祉協議会の生活困窮相談等につないでいる。令和7年度の貸付申請件数は0件となっている。	子ども未来課

基本目標	基本方針	事業名	事業の概要及び取組方針	R7年度の実績	担当課
2 子育て支援 への家庭	(4) ひとり親への支援	生活保護受給者等就労自立促進事業	児童扶養手当を受給している父母等へ雇用部門や福祉部門が連携し、効率的・効果的な就労支援を実施します。	児童扶養手当を受給している父母等へ県事業やハローワークが実施するサポート事業等を紹介し、必要な世帯には継続的に相談支援を行っている。気仙地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会において各機関との連携・協力を図っている。	子ども未来課
		養育費に関する公正証書等の作成促進	養育費の取り決めに関する公正証書等(強制執行認諾条項が記載された文書)の作成に係る費用を補助し、離婚後の経済的不安の軽減を図ります。	ひとり親家庭の父母の継続的な養育費の確保を図るため、相談に応じ、養育費に関する校正証書作成促進補助金を紹介しているが、令和7年度の支給はなかった。	子ども未来課
3 地域全体で子育て支援	(1) 地域における子育て支援の充実	放課後児童健全育成事業(再掲)	小学校に就学している児童で、保護者が就労等により居間家庭にいない場合に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。	市内9か所の放課後児童クラブの運営経費等に対する補助金を交付し、放課後児童の健全育成を図った。放課後児童支援員の処遇改善に係る補助金を交付し、適切な保育環境の整備のため運営の支援を行った。	子ども未来課
		放課後子ども教室運営事業(再掲)	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して子どもの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施します。	小学校において、地域の方々の協力を得ながら、放課後等に子どもたちの見守りや体験に係る活動を企画し実施した。	教育総務課
		子育て短期支援事業	保護者の病气、疲労等により家庭において養育することが一時的に困難になった児童や、経済的な理由により緊急一時的に保護が必要になった母子及び短期入所を希望する児童の養育・保護を行います。	家庭での養育が一時的に困難になった児童及びDVによる緊急一時保護が必要となった母子等に対して、令和7年度は延べ16人のショートステイ及びトワイライトステイの利用があった。	子ども未来課
		養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	養育支援が必要でありながら自分から支援を求めることができない家庭を早期に発見し、必要な訪問等支援を行い、家庭での安定した児童の養育が可能となるように努めます。	母子保健担当課と連携し、養育支援が必要な家庭に対して定期的な見守りや相談、指導を行った。	子ども未来課
		ファミリーサポートセンター事業の実施検討	仕事と家庭生活の両立ができる環境整備を促進するため、育児の援助を行いたい者と、これらの援助を受けたい者が会員として組織をつくり、相互援助を行う事業です。事業の実施に向けて運営体制等の検討を行います。	当初の計画では令和3年度からの実施を見込んでいたが、実施体制が整わないため未実施。類似の事業として子育て応援ヘルパー派遣事業をシルバー人材センターに委託して実施した。	子ども未来課
		子どもの居場所づくりの推進	子どもたちが放課後等に安心して過ごせる居場所づくりを進めることにより、孤立を防ぎ、健やかな成長を支援します。また、民間団体が行う活動に対して支援を行い、地域全体で子どもの居場所づくりを推進します。	令和2年度に居場所づくりの活動していた民間団体が撤退。地域全体で子どもの居場所づくりを推進するため、子育て支援や子どもの居場所づくりを行う団体の活動経費に対する補助事業を令和6年度から開始し、令和7年度も実施した。	子ども未来課
		子育て支援人材の確保と育成	保育士、特別支援教育支援員や放課後児童クラブ支援員等の子育て支援人材の確保に努めるとともに支援策を検討します。保育、子育て支援分野に従事する人材を養成するため、子育て支援員研修を実施します。	地域型保育や子育て支援の仕事に就きたい人を対象として子育て支援員研修を実施し、令和7年度は5名が修了した。修了後は一定数が保育施設への就労に結びついている。	子ども未来課
		コミュニティ・スクール(学校運営協議会)	学校と地域住民等が、協働して学校の運営に取り組み、特色のある学校づくりを推進します。	市内全ての小中学校に学校運営協議会を設置し、地域ぐるみの特色ある学校づくりを推進した。	学校教育課
		防災教育の推進	津波や地震、台風等の自然災害から命を守るために、適切な措置がとれるよう思考力や判断力の習得に努めます。	市内各校で、地域の実態や児童生徒の発達段階に応じた防災学習を実施している。近年では急な地震津波だけではなく土砂災害等の多様な災害に対応する防災学習も併せて実施している。	学校教育課
	(2) 子育てにやさしいまちの環境の整備	子どもの遊び場の確保	地域の安全な遊び場として保育所(園)の所(園)庭開放を進めるとともに、公園等の整備による遊び場の確保に努めます。	令和6年度から子育て支援センターたかたの土日等開所や小友保育所所庭の開放に加え、令和7年度からは市内5か所の保育園の園庭開放を行い、安全な遊び場の拡大に努めた。また、新たに夢アリーナの室内遊具の設置及び広田コミセン東側空き地に遊具を設置した。	関係各課
		安全に通行ができる道路環境の整備	安全安心な歩行空間として、主要な道路や通学路などの歩道の新設やバリアフリー化を関係機関と連携し整備を図ります。	財当線、上長部線における側溝改修工事、狩集久連坪線における歩道改修工事を実施し、安全安心な歩行空間の確保を図っている。また、国では国道45号米崎地区、県では国道340号竹駒地区の歩行空間について、それぞれ連携しながら整備を進めている。	建設課
		公共施設等のバリアフリー化	公共施設等への授乳スペースや、多目的トイレの設置などにより、安心して子どもを連れていけるよう環境整備に努めます。	市庁舎では授乳スペースを2か所、多目的トイレを各階1か所整備し、バリアフリー化も実施。その他、震災後に整備した施設にも多目的トイレ等を設けている。	関係各課
	(3) 仕事と子育ての両立を支援する就労環境の整備促進	誰もが活躍できる社会の推進	一人ひとりがあらゆる分野に対等に参画し、個性や能力を発揮できるよう活動を推進します。	まちづくり総合計画等の各種計画に市民参加や市民との協働を掲げ、さまざまな分野、活動への参画の促進を図った。	関係各課

基本 目標	基本方針	事業名	事業の概要及び取組方針	R7年度の実績	担当課
3 地域 支援 体 で 子 育 て	(3) 仕事と子育ての 両立を支援する就労 環境の整備促進	各種制度の周知	雇用関係機関や経済団体と連携しつつ、啓発チラシや各種セミナー、育児に関するポスター掲示等により次世代育成支援推進法及び関係法令の周知を図ります。	いわて女性活躍企業等認定制度や働く女性の心とからだの応援サイトなどのパンフレット等を配架し、関連制度の周知を図った。	商工観光課
		職場における子育て等に対する理解促進	妊娠・出産や子育てに対する職場の理解を促進するための啓発を行い、多様で柔軟な働き方を選択しやすい就労環境づくりを促進します。	職場の理解を促進するため、母健連絡カードの活用や、働く女性の健康支援に関するパンフレットにより、啓発を行った。	商工観光課
		ユニバーサル就労支援センター	働きづらさを抱えている全ての人に、社会との関係性を回復し、その人なりの働き方を実現することを支援します。	就労に向けた支援として、就労相談、就労体験等のトレーニング、就活支援、職場への定着支援を行った。	福祉課

第3期計画 教育・保育利用の量の見込みと実績

資料 4 - 1

(確定値)

(単位:人)

提供区域	区分	令和7年度(R7.4.1時点)				
		確保方策	量の見込み (計画値)	実績	増減数	量の見込みと実績との比較(%)
市全域	1号(教育)	40	8	7	△ 1	87.5
	2号(保育)	273	246	248	2	100.8
	3号 1-2歳児 (保育)	140	123	116	△ 7	94.3
	0歳児	53	16	15	△ 1	93.8
	保育計	466	385	379	△ 6	98.4

【参考】地区別

矢作町	1号(教育)	0	0	0	0	-
	2号(保育)	13	12	12	0	100.0
	3号 1-2歳児 (保育)	4	6	5	△ 1	83.3
	0歳児	3	1	0	△ 1	0.0
	保育計	20	19	17	△ 2	89.5
横田町	1号(教育)	0	0	0	0	-
	2号(保育)	13	12	6	△ 6	50.0
	3号 1-2歳児 (保育)	4	7	9	2	128.6
	0歳児	3	1	1	0	100.0
	保育計	20	20	16	△ 4	80.0
竹駒町	1号(教育)	0	0	0	0	-
	2号(保育)	15	17	21	4	123.5
	3号 1-2歳児 (保育)	10	8	11	3	137.5
	0歳児	5	1	2	1	200.0
	保育計	30	26	34	8	130.8
気仙町	1号(教育)	0	0	0	0	-
	2号(保育)	27	20	28	8	140.0
	3号 1-2歳児 (保育)	27	12	12	0	100.0
	0歳児	16	1	3	2	300.0
	保育計	70	33	43	10	130.3
高田町	1号(教育)	40	8	7	△ 1	87.5
	2号(保育)	60	79	74	△ 5	93.7
	3号 1-2歳児 (保育)	35	35	31	△ 4	88.6
	0歳児	11	4	6	2	150.0
	保育計	106	118	111	△ 7	94.1
米崎町	1号(教育)	0	0	0	0	-
	2号(保育)	50	43	45	2	104.7
	3号 1-2歳児 (保育)	24	22	18	△ 4	81.8
	0歳児	6	3	2	△ 1	66.7
	保育計	80	68	65	△ 3	95.6
小友町	1号(教育)	0	0	0	0	-
	2号(保育)	45	20	22	2	110.0
	3号 1-2歳児 (保育)	12	11	10	△ 1	90.9
	0歳児	3	1	1	0	100.0
	保育計	60	32	33	1	103.1
広田町	1号(教育)	0	0	0	0	-
	2号(保育)	50	43	40	△ 3	93.0
	3号 1-2歳児 (保育)	24	22	20	△ 2	90.9
	0歳児	6	4	0	△ 4	0.0
	保育計	80	69	60	△ 9	87.0

第3期計画 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと実績

(確定値)

資料 4 - 2

	事業名	事業内容	区分			令和7年度		
						計画値	実績値	増減
1	利用者支援事業	妊婦又はその配偶者、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。	こども家庭センター型	量の見込み	箇所	1	1	0
				確保方策	箇所	1	1	0
			妊婦等包括相談支援事業	量の見込み	人	70	106	36
				確保方策		保健師等による訪問、相談		
2	延長保育事業	保育認定を受けている子どもについて、通常の利用時間帯以外の時間において延長して保育を実施する事業。	量の見込み		人回	156	102	△ 54
			確保方策		人回	156	156	0
					箇所	8	8	0
3	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用の実費徴収部分や、施設等利用給付認定を受けた子どもが特定子ども・子育て支援施設で提供を受けた給食の副食材料費を助成する事業。				(計画)状況に応じて実施を検討 (実績)実施なし		
4	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築するとともに、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動の利用料の一部を給付する事業。				(計画)状況に応じて実施を検討 (実績)実施なし		
5	放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業。	量の見込み		人	256	248	△ 8
					1年生	49	48	△ 1
					2年生	50	49	△ 1
					3年生	48	45	△ 3
					4年生	45	49	4
					5年生	33	29	△ 4
					6年生	31	28	△ 3
			確保方策		人 箇所	256 9	256 9	0 0
6	子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	保護者の疾病等の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合及び経済的な理由により緊急一時的に親子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護その他の支援を行う事業。	量の見込み		人日	28	16	△ 12
			確保方策		人日	28	28	0
					箇所	2	1	△ 1
7	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、養育環境等の把握と子育てに係る情報提供を行う事業。	量の見込み		人	69	55	△ 14
			確保方策			保健師による訪問		

	事業名		事業内容	区分		令和7年度						
						計画値	実績値	増減				
8	養育支援訪問事業	養育訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	養育支援が特に必要な家庭への訪問を行い、養育に関する助言・指導を行い、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。 要保護児童の適切な支援のため、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図る事業。	量の見込み	人	50	40	△ 10				
				確保方策		保健師等による訪問						
		子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事や子育て等の支援を実施する事業。	量の見込み	人日	0	0	0				
				確保方策		人日	0	0	0			
	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業。			(計画)状況に応じて実施を検討 (実績)実施なし							
					(計画)状況に応じて実施を検討 (実績)実施なし							
9	地域子育て支援拠点事業		乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。	量の見込み	人日	4,080	4,537	457				
				確保方策		箇所	4	4	0			
10	一時預かり事業		家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、乳幼児を保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。	保育所等	量の見込み	人日	144	48	△ 96			
					確保方策	人日 箇所	144 8	144 8	0 0			
				幼稚園	量の見込み	人日	45	12	△ 33			
					確保方策	人日 箇所	45 1	45 1	0 0			
				11	病児・病後児保育事業		病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由により家庭で保育できない場合に病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業。	量の見込み	人日	100	10	△ 90
								確保方策	人日 箇所	720 1	720 1	0 0
12	ファミリーサポートセンター事業		乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり援助を希望する者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業。			(計画)状況に応じて実施を検討 (実績)実施なし						
13	妊婦健康診査		妊婦に対する健康診査を行い、妊婦の健康の保持と増進を図る事業。	量の見込み	人	70	84	14				
					回数	1,050	610	△ 440				
				確保方策			医療機関への事業委託					
14	産後ケア事業		出産後1年以内の母子の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談、サポート等を行う事業。	デイサービス型	量の見込み	人	96	100	4			
					確保方策	箇所	1	1	0			
				アウトリーチ型	量の見込み	人	10	7	△ 3			
					確保方策	箇所	1	1	0			

(確定値)

区分		目標事業量		令和7年度		
				計画値	実績値	増減
放課後児童クラブ	量の見込み	人数		256	248	△ 8
	1年生			49	48	△ 1
	2年生			50	49	△ 1
	3年生			48	45	△ 3
	4年生			45	49	4
	5年生			33	29	△ 4
	6年生			31	28	△ 3
	確保方策	人数		256	256	0
放課後子ども教室		箇所		9	9	0
	利用児童数	人数		200	312	112
	実施箇所数	箇所		8	8	0
放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携	連携型	実施箇所	箇所	2	0	△ 2
	校内交流型	実施箇所	箇所	6	0	△ 6

※連携型 … 放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携して、全ての児童が両方の活動プログラムに参加し、交流するもの。(気仙小、高田小の一部)

※校内交流型 … 放課後児童クラブと放課後子ども教室を同一小学校内で実施するもの。
(横田小、竹駒小、高田小、米崎小、小友小、広田小)

陸前高田市こども計画策定アンケート調査の実施について

1 調査目的

令和5年4月にこども基本法が施行され、同法10条第2項により、市町村こども計画の策定が努力義務化されたことから、現在、本市において子ども・子育て支援制度の基本的な考え方を示すとともに、子ども・子育て支援施策の推進のために策定している「陸前高田市子ども・子育て支援事業計画（第3期）」（以下現行計画という。）（計画期間：令和7年度から令和11年度まで）の中間見直しの時期に合わせ、令和10年度から「陸前高田市こども計画」に移行することとし、現行計画と一体化した計画の策定に向けて、子ども及び若者の意見を反映した現状分析・評価及び課題等を整理するためにアンケート調査を実施することを目的とする。

2 調査時期

令和8年秋以降

3 調査対象

小学5年生（全数）、中学2年生（全数）、15歳から39歳までの若者（無作為抽出により1,000名程度）

4 調査方法

小学生、中学生においては、配布されているタブレットにより、依頼書に印刷した二次元コード化したURLからのWeb回答を想定している。15歳から39歳の若者においても、スマートフォン等により、依頼書に印刷した二次元コード化したURLからのWeb回答を想定している。

5 調査設問

こども大綱等、国の指針やいわてこどもプランの内容等のほか、陸前高田市独自の設問を含めることを予定している。

市内保育施設の認可定員の変更について

社会福祉法人陸前高田市保育協会が運営する下記 5 施設の認可定員（年齢別定員）の変更届を同法人が県に提出して受理され、令和 8 年 4 月 1 日から下記のとおり変更になりましたので報告します。

施設名	認定区分	年齢	変更前	変更後	増減
広田保育園	3 号認定	0 歳児	5 名	6 名	1 名
		1 歳児	1 0 名	6 名	△ 4 名
		2 歳児	1 0 名	1 0 名	－ 名
	2 号認定	3 歳児	1 0 名	1 0 名	－ 名
		4 歳児以上	3 5 名	2 3 名	△ 1 2 名
	定員合計		7 0 名	5 5 名	△ 1 5 名
米崎保育園	3 号認定	0 歳児	1 0 名	9 名	△ 1 名
		1 歳児	9 名	1 0 名	1 名
		2 歳児	1 6 名	1 0 名	△ 6 名
	2 号認定	3 歳児	1 2 名	1 4 名	2 名
		4 歳児以上	3 3 名	2 7 名	△ 6 名
	定員合計		8 0 名	7 0 名	△ 1 0 名
横田保育園	3 号認定	0 歳児	5 名	2 名	△ 3 名
		1 歳児	6 名	3 名	△ 3 名
		2 歳児	3 名	6 名	3 名
	2 号認定	3 歳児	4 名	6 名	2 名
		4 歳児以上	2 名	8 名	6 名
	定員合計		2 0 名	2 5 名	5 名
竹駒保育園	3 号認定	0 歳児	3 名	4 名	1 名
		1 歳児	5 名	4 名	△ 1 名
		2 歳児	7 名	5 名	△ 2 名
	2 号認定	3 歳児	8 名	9 名	1 名
		4 歳児以上	1 7 名	1 8 名	1 名
	定員合計		4 0 名	4 0 名	－ 名
下矢作保育園	3 号認定	0 歳児	1 名	2 名	1 名
		1 歳児	4 名	2 名	△ 2 名
		2 歳児	3 名	4 名	1 名
	2 号認定	3 歳児	6 名	3 名	△ 3 名
		4 歳児以上	6 名	9 名	3 名
	定員合計		2 0 名	2 0 名	－ 名